

東京海洋大学の学部及び学科における教育研究上の目的に関する規則

平成20年3月24日

海洋大規第 405号

改正 平成28年12月16日 海洋大規第 202号

(目的)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則（平成16年海洋大規第100号）第4条第2項の規定に基づき、東京海洋大学の学部及び学科における人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にするために定める。

(海洋生命科学部の教育研究上の目的)

第2条 海洋生命科学部においては、海洋を含めた水圏に生息する多様な生物の資源としての保全・利用やそれらに関するバイオテクノロジー、食料の利用・加工、海洋政策や文化に関心と興味を持ち、これらに係わる諸課題を追求し、解決するための行動力とグローバル化への対応力を身につけた高度専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的については、次の表に掲げるとおりとする。

学 科 名	教育研究上の目的
海洋生物資源学科	海洋生物資源の保全と持続的利用に関する適正な生産・管理システムについて基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
食品生産科学科	水産資源を含めた食資源（食品）の安全かつ健全な利用・開発・流通・消費と新しい機能を持つ食品の開発について基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
海洋政策文化学科	海と人との共生的関係に基づく海洋利用、海洋政策、海洋文化について基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

(海洋工学部の教育研究上の目的)

第3条 海洋工学部においては、海上輸送に関連する海、船の利用及び物流等に強い関心を持ち、工学的視点からこれらに係わる諸課題の理解と解決に必要な高度な技術と専門知識を含む幅広い教養、及び豊かな人間性を身につけた国際的にも活躍できる高度専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的については、次の表に掲げるとおりとする。

学 科 名	教育研究上の目的
海事システム工学科	船舶運航技術や船と陸のシステムを結ぶための情報通信技術及びこれら海事関連システムの管理について基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
海洋電子機械工学科	船舶の動力機関や船舶・海洋関連の設備・機器システムの運用、保守管理及びこれらの機器の開発、設計、製造について基礎的・応用的・総合的に教

	育研究する。
流通情報工学科	物流と情報流及び商流を一元的に捉えることにより、ロジスティクスシステムを基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

(海洋資源環境学部の教育研究上の目的)

第4条 海洋資源環境学部においては、海洋環境の保全と、海底を含めた海洋資源の開発と持続的利用に関心を持ち、これらに係わる諸課題をグローバルな観点から俯瞰し、解決するための高度な知識と技術を身につけ、応用力のある高度専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。

2 各学科の教育研究上の目的については、次の表に掲げるとおりとする。

学 科 名	教育研究上の目的
海洋環境科学科	海の諸現象を把握し予測する海洋学及び生物と環境との関係を解析する海洋生物学を基に、環境保全・修復の科学・技術を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。
海洋資源エネルギー学科	環境を保全しつつ海の資源や再生可能エネルギーを利用するための科学・工学及び海洋の開発に係わる技術を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年海洋大規第202号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する学生及びこの規則の施行後に改正前の各学部に編入学又は再入学する学生にあっては、なお従前の例による。